

# Chapter 1

## R2年度の税制改正

Sec	内 容	適用時期	理論対策	計算対策
1	高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例	R2.4.1～	△	×
2	居住用賃貸建物に係る消費税の仕入税額控除制度	R2.10.1～	×	△
3	法人の消費税の確定申告期限の延長	R3.3.31 以後終了す る事業年度	△	×

## 高額特定資産を取得した場合の特例

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、高額特定資産である棚卸資産が納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の適用を受けた場合が追加された

### 1 概要

事業者が、高額特定資産又は自ら建設等をした一定の棚卸資産について、納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の適用を受けた場合には、その適用を受けた課税期間からその課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、小規模事業者の納税義務の免除の特例及び簡易課税制度は、適用しないこととする。

### 2 納税義務の免除を受けないこととなった場合等の特例

#### 1. 対象資産（法12の4②）

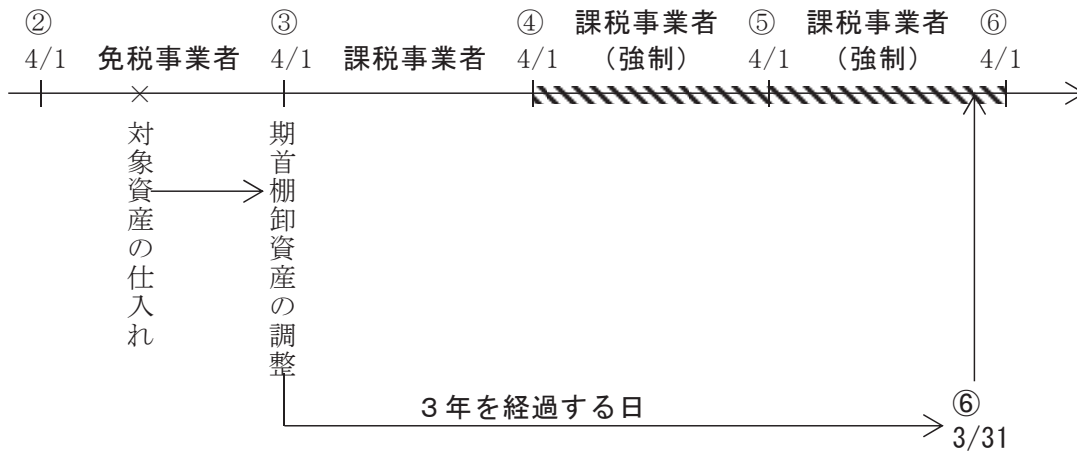
- (1) 高額特定資産である棚卸資産若しくは課税貨物
- (2) 調整対象自己建設高額資産
  - ① 他の者との契約に基づき建設等した棚卸資産
  - ② その事業者の棚卸資産として自ら建設等した棚卸資産

#### 2. 適用要件（法12の4②）

上記1.の対象資産について、免税事業者が課税事業者となった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整の規定の適用を受けた場合

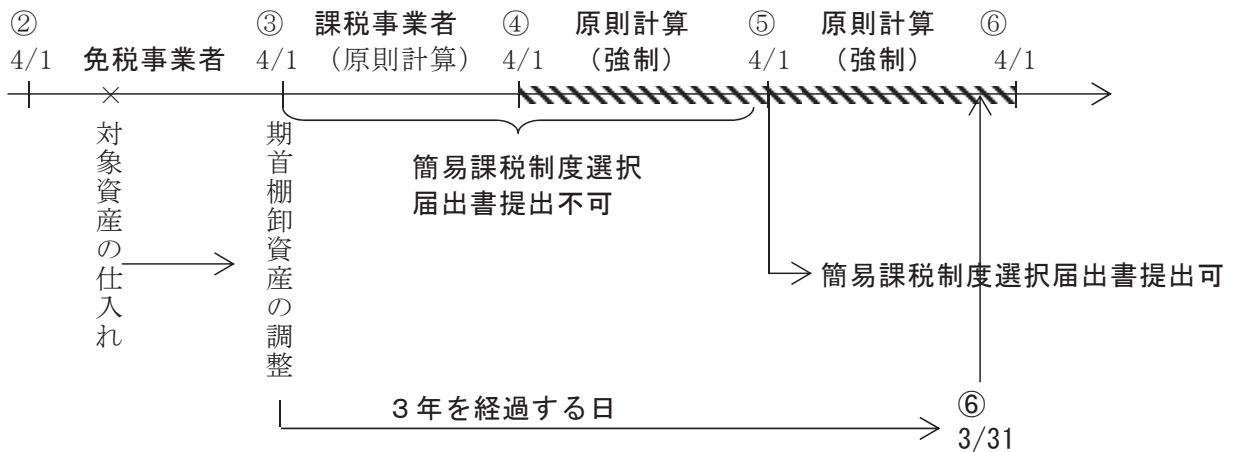
#### 3. 納税義務が免除されない課税期間（法12の4②）

免税事業者が課税事業者となった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整の規定を受けた課税期間の翌課税期間からその消費税額の調整の規定の適用を受けた課税期間の初日から同日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間



#### 4. 簡易課税制度選択届出書の提出制限（法 37③）

免税事業者が課税事業者となった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整の規定の適用を受けた場合には、その棚卸資産に係る調整の規定の適用を受けた課税期間の初日から同日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は簡易課税制度選択届出書を提出することはできない。



## 居住用賃貸建物に係る仕入税額控除制度の見直し

住宅の貸付けのための建物の取得に係る仕入税額については、住宅家賃に対応するものとして、本来仕入税額控除の対象となるべきものではないが、作為的に課税売上割合を95%以上にするなどして仕入税額控除を行う事例が散見されるため、令和2年10月1日以後に行う居住用賃貸建物の仕入れについて、仕入税額控除制度の適用を認めないこととされた。

### 1 概要

居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除制度を適用しないこととする。

なお、仕入税額控除制度を適用しないこととされた居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額について、その居住用賃貸建物の仕入れ等の日から同日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する間税期間（第3年度の課税期間）の末日までの間にその居住用賃貸建物を住宅の貸付け以外の貸付けの用に供した場合又は譲渡した場合には、その居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額に一定の方法により計算した課税賃貸割合又は課税譲渡割合を乗じて計算した金額に相当する消費税額をその第3年度の課税期間又はその譲渡をした日の属する課税期間の仕入れに係る消費税額に加算する。

### 2 仕入税額控除の制限（法30⑩）

仕入れに係る消費税額の控除の規定は、事業者が国内において行う住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の居住用賃貸建物<sup>\*01)</sup>に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。

\*01) 高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産に該当するものに限る。

## 居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合の仕入れに係る消費税額の調整（法35の2①）

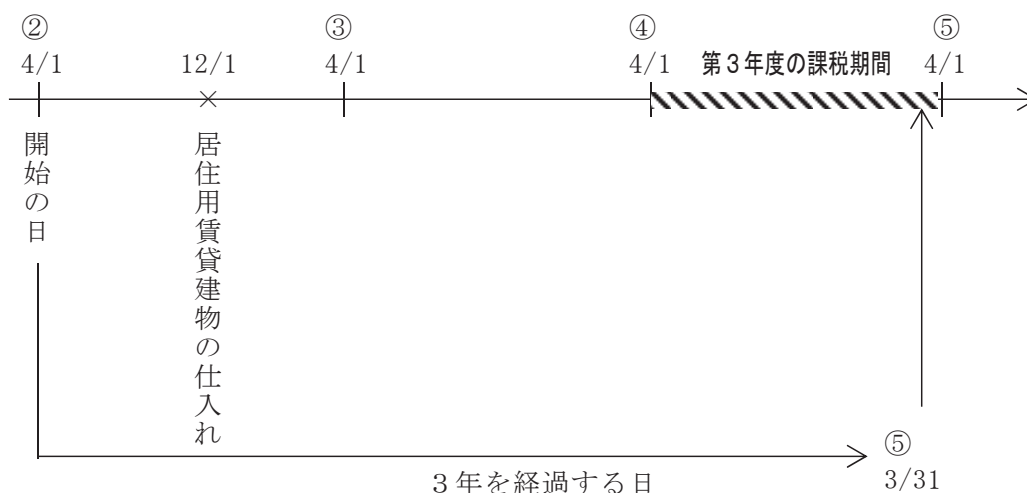
### 1. 適用要件

次の要件に該当する場合には、第3年度の課税期間において仕入れに係る消費税額を調整する。

- (1) 居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額について上記②の規定の適用を受けている
- (2) 第3年度の課税期間の末日においてその居住用賃貸建物を保有している
- (3) 調整期間に住宅の貸付け以外の貸付けの用に供したとき

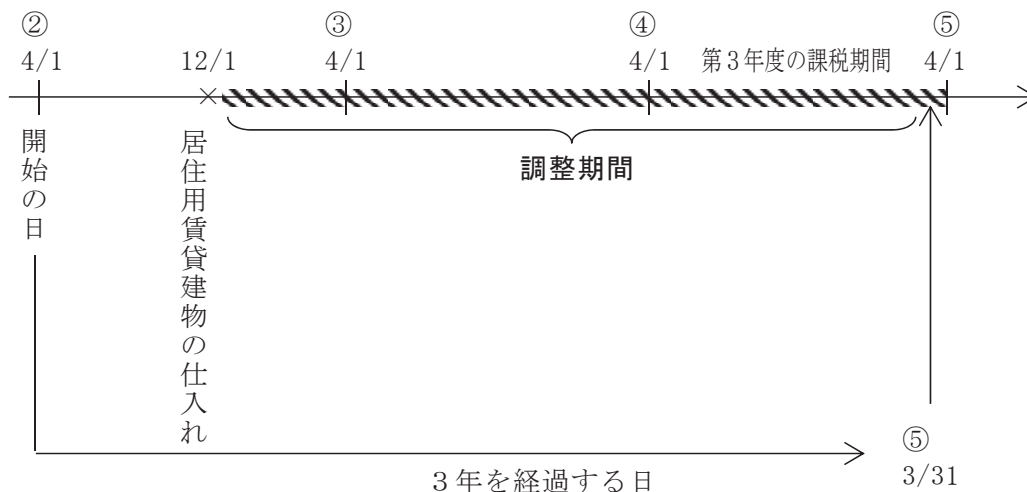
### 2. 第3年度の課税期間

居住用賃貸建物の仕入れ等の日の属する課税期間の開始の日から3年を経過する日の属する課税期間をいう。



### 3. 調整期間

居住用賃貸建物の仕入れ等の日から第3年度の課税期間の末日までの間をいう。



## 4. 調整税額

### (1) 調整税額の計算

居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額×課税賃貸割合

### (2) 課税賃貸割合

その事業者が調整期間に行ったその居住用賃貸建物の貸付けの対価の額（税抜金額）の合計額のうちその事業者が調整期間に行ったその居住用賃貸建物の貸付け（課税賃貸用に供したものに限る。）の対価の額（税抜金額）の合計額占める割合をいう。

$$\frac{\text{調整期間における賃料収入のうち課税売上げとなる金額（税抜き）}}{\text{調整期間における賃貸料の総額（税抜き）}}$$

## 4

## 居住用賃貸建物を譲渡した場合の仕入れに係る消費税額の調整 (法35の2②)

### 1. 適用要件

次の要件に該当する場合には、居住用賃貸建物を譲渡した課税期間において仕入れに係る消費税額を調整する。

- (1) 居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額について上記 ② の規定の適用を受けている
- (2) 居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に他の者に譲渡したとき

### 2. 調整税額

#### (1) 調整税額の計算

居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額×課税譲渡割合

#### (2) 課税譲渡割合

その事業者が居住用賃貸建物の仕入れ等の日からその居住用賃貸建物を他の者に譲渡した日までの間（「課税譲渡等調整期間」という。）に行ったその居住用賃貸建物の貸付けの対価の額の合計額とその事業者が行ったその居住用賃貸建物の譲渡対価の額の合計額のうちその事業者が課税譲渡調整期間に行ったその居住用賃貸建物の貸付け（課税賃貸用に供したものに限る。）の対価の額の合計額とその事業者が行ったその居住用賃貸建物の譲渡の対価の額の合計額の占める割合をいう。

$$\frac{\text{課税譲渡調整期間における賃料収入のうち課税売上げとなる金額（税抜き）} + \text{居住用賃貸建物の譲渡対価の額（税抜き）}}{\text{課税譲渡調整期間における賃貸料の総額（税抜き）} + \text{居住用賃貸建物の譲渡対価の額（税抜き）}}$$

## 法人に係る確定申告期限の延長

企業の事務負担の軽減や平準化を図る観点から、法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の申告期限を1月延長する特例が創設された。

### 1 概要

法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限については、その課税期間の末日の翌日から3月以内とする。

### 2 法人の確定申告書の提出期限の特例（法45の2①）

#### 1. 対象法人

消費税の確定申告書を提出すべき義務を有する法人のうち、法人税法の確定申告書の提出期限の特例の規定の適用を受ける法人

#### 2. 届出書の提出

消費税申告書の提出期限を延長する旨を記載した延長届出書を納税地の所轄税務署長に提出

#### 3. 提出期限の特例

##### (1) 対象課税期間

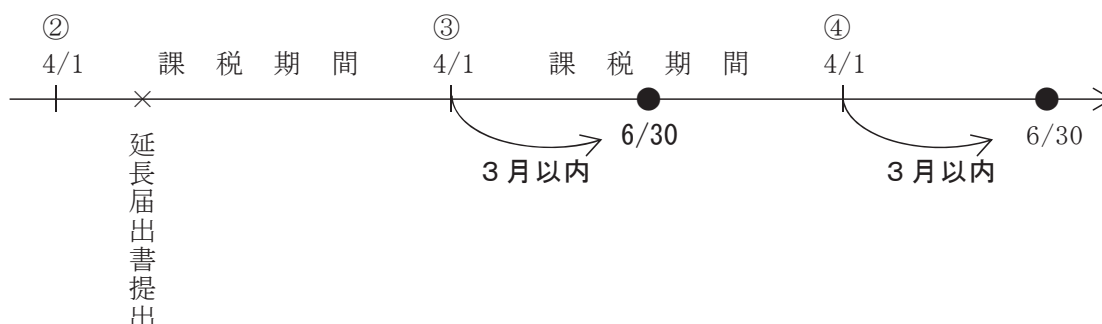
延長届出書を提出した日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間

##### (2) 確定申告書の提出期限

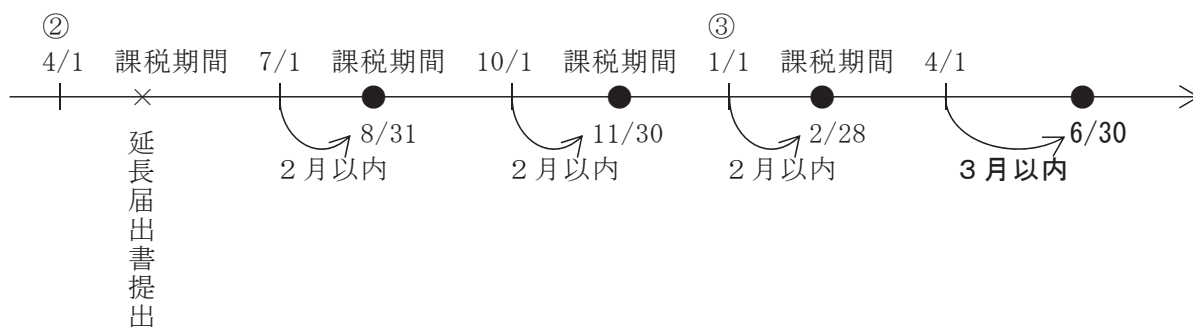
(1)の課税期間の末日の翌日から3月以内

#### 4. 3月決算法人の例

##### (1) 課税期間を短縮していない場合



## (2) 課税期間を短縮している場合



## 5. 不適用届出書の提出

### (1) 不適用届出書の提出（法 45 の 2 ③）

2.の延長届出書を提出した法人は、この規定の適用を受けることをやめようとするとき、又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書とその納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

### (2) 効力の発生（法 45 の 2 ④）

(1)の届出書の提出があったときは、その提出があった日の属する事業年度終了の日の属する課税期間以後の事業年度終了の日の属する課税期間については、2.の規定による届出は、その効力を失う。



# Chapter 2

## H30年度の税制改正

Sec	内 容	適用時期	理論対策	計算対策
1	輸出物品販売場における免税手続の電子化	R2.4.1～	○	×

## 輸出物品販売場における免税手続の電子化

平成30年度税制改正において、外国人旅行者の利便性の向上及び輸出物品販売場を  
経営する事業者の免税販売手続の効率化を図り、外国人旅行消費のより一層の活性  
化と地方も含めた免税店数の更なる増加を図る観点から、令和2年4月1日より、  
免税販売手続（購入記録票の提出等）が電子化されることとなった。

### 1 免税販売手続の電子化

#### 1. 購入記録情報の提供（令18⑥）

非居住者より旅券等に記載された情報の提供を受けた輸出物品販売場を  
経営する事業者は、購入記録情報<sup>\*01)</sup>を、あらかじめその納税地の  
所轄税務署長に届け出て行う電子情報処理組織<sup>\*02)</sup>を使用する方法  
として一定の方法により、免税販売手続の際、遅滞なく国税庁長官に  
提供しなければならない。

\*01) 免税対象物品を購入する非居住者から提供を受けた旅券等に記載された情報及びその非居住者の免税対象物品の購入の事実を記録した電磁的記録をいう。

\*02) 国税庁の使用に係る電子計算機と事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。



#### 2. 災害その他やむを得ない事情がある場合（令18⑧）

輸出物品販売場を経営する事業者は、購入記録情報の提供につき、  
災害その他やむを得ない事情により国税庁長官に提供することがで  
きなかつた場合には、その災害その他やむを得ない事情がやんだ後速  
やかにその購入記録情報を国税庁長官に提供しなければならない。

#### 3. 購入者に対する説明の義務（令18⑩、規6の3）

輸出物品販売場を経営する事業者は、免税購入する非居住者に対し  
て、次の事項を説明しなければならない。

- (1) その免税購入した物品が輸出するため購入されるものである旨
- (2) 出国する際に、その出港地を所轄する税関長にその所持する旅券等を提示しなければならない旨
- (3) 免税購入した物品を出国する際に所持していなかった場合には、その免除された消費税等相当額を徴収される旨

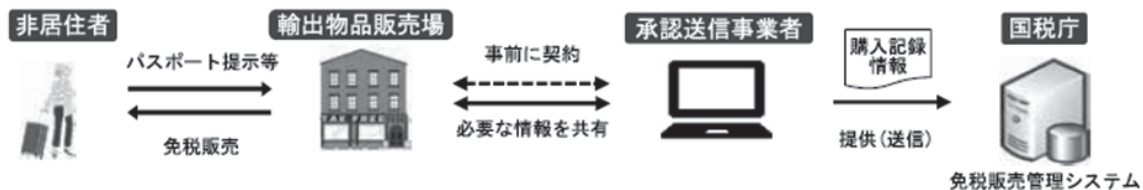
## 4. 購入記録情報の保存（規7①）

輸出品販売場を経営する事業者は、国税庁長官に提供した購入記録情報を整理して、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、その納税地又は免税販売を行った輸出品販売場の所在地に保存しなければならない。

## 2 承認送信事業者制度（令18の4）

### 1. 概要

承認送信事業者制度は、本来輸出品販売場を経営する事業者が国税庁長官に提供しなければならない購入記録情報を、その輸出品販売場を経営する事業者との間でその提供につき承認送信事業者が提供することに関する契約を締結しており、かつ、その承認送信事業者が購入記録情報を国税庁長官に提供することにつき、契約を締結した輸出品販売場を経営する事業者との間で必要な情報を共有するための措置が講じられている場合において、その承認送信事業者がその輸出品販売場を経営する事業者に代わり提供することができることとする制度をいう。



### 2. 承認送信事業者

承認送信事業者とは、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（免税事業者を除く。）で、購入記録情報を提供することにつき、その納税地の所轄税務署長の承認を受けた者をいう。

- (1) 現に徴収が著しく困難である国税の滞納がないこと。
- (2) 契約を締結した輸出品販売場を経営する事業者との間で必要な情報を共有するための措置が講じられ、購入記録情報を電子情報処理組織を使用して適切に国税庁長官に提供できること。
- (3) 輸出品販売場の許可又は承認免税手続事業者若しくは承認送信事業者の承認の取消しの日から3年を経過しない者でないこと  
その他購入記録情報を国税庁長官に提供する承認事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

### 3. 申請書の提出

承認送信事業者の承認を受けようとする事業者は、その旨を記載した申請書に必要書類を添付して、その納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

#### 4. 購入記録情報の保存

承認送信事業者は、契約を締結した輸出物品販売場ごとに、国税庁長官に提供した購入記録情報を整理し、その提供を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又は事務所等に保存しなければならない

# Chapter 3

---

## **税制改正に伴う 理論集の追加理論**

# 第1章 総則 第5問 輸出物品販売場における免税

## <追加理論>

### 8 免税販売手続の電子化

#### (1) 購入記録情報の提供

②(1)、(2)の規定により旅券等に記載された情報の提供を受けた輸出物品販売場を経営する事業者は、購入記録情報（免税対象物品を購入する非居住者から提供を受けた旅券等に記載された情報及びその非居住者の免税対象物品の購入の事実を記録した電磁的記録をいう。以下同じ。）を、あらかじめその納税地を所轄する税務署長に届け出て行う電子情報処理組織を使用する方法として一定の方法により、免税販売手続の際、遅滞なく国税庁長官に提供しなければならない。この場合において、その購入記録情報は、国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に国税庁長官に到達したものとみなす。

#### (2) 購入者に対する説明義務

輸出物品販売場を経営する事業者は、その輸出物品販売場において②(1)、(2)に定める方法により免税対象物品を購入する非居住者に対し、その免税対象物品が輸出するためこれらの規定に定める方法により購入されるものであることその他一定の事項を説明しなければならない。

#### (3) 購入記録情報の保存

輸出物品販売場を経営する事業者は、国税庁長官に提供した購入記録情報を整理して、譲渡を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、その納税地又はその譲渡に係る輸出物品販売場の所在地に保存しなければならない

### 9 電子情報処理組織による購入記録情報の提供の特例

#### (1) 購入記録情報の提供

承認送信事業者は、次に掲げる要件の全てを満たすときは、⑧(1)の規定にかかわらず、その承認送信事業者が締結した①の契約に係る輸出物品販売場を経営する事業者のために、⑧(1)の規定により行うべき購入記録情報の提供をその契約に係る輸出物品販売場の別に行うことができる。この場合において、その承認送信事業者は、その購入記録情報又はその購入記録情報に係る一定の書類をその輸出物品販売場を経営する事業者に提供し、又は交付するものとする。

- ① 輸出物品販売場を経営する事業者（手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者にあつては、その手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者又はその手続委託型輸出物品販売場に係る承認免税手続事業者。②において同じ。）とその承認送信事業者との間において、その承認送信事業者がその輸出物品販売場に係る購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約が締結されていること。
- ② その承認送信事業者が購入記録情報を国税庁長官に提供することにつき、①の契約に係る輸出物品販売場を経営する事業者との間において必要な情報を共有するための措置が講じられていること。

#### (2) 承認送信事業者

承認送信事業者とは、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（免税事業者除く。）で、(1)の規定により購入記録情報を提供することにつき、その納税地の所轄税務署長の承認を受けた者をいう。

- ① 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。

- ② (1)②に掲げる要件を満たして購入記録情報を⑧(1)に規定する一定の方法により適切に国税庁長官に提供できること。
- ③ その事業者が、輸出物品販売場の許可を取り消され、又は承認免税手続事業者若しくは承認送信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他購入記録情報を提供する承認送信事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。

### (3) 申請書の提出

(1)の規定により購入記録情報を提供することにつき、(2)の承認を受けようとする事業者は、一定の事項を記載した申請書に一定の書類を添付して、その納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

## 第1章 総則 第15問 高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例 <追加理論>

### ③ 納税義務の免除を受けないこととなった場合等の特例

#### (1) 内容

事業者が、高額特定資産である棚卸資産若しくは課税貨物又は調整対象自己建設高額資産（※1）について納税義務が免除されないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整の規定の適用を受けた場合には、この規定の適用を受けた課税期間の翌課税期間からこの規定の適用を受けた課税期間（※2）の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間（※3）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

（※1） 他の者との契約に基づき、若しくはその事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産

（※2） 納税義務の免除を受けないこととなった場合等に該当することとなった日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産にあつては、その建設等が完了した日の属する課税間

（※3） 次の課税期間を除く。

- ① 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える課税期間
- ② 課税事業者を選択している課税期間
- ③ 特定期間の課税売上高が1,000万円を超える課税期間
- ④ 相続、合併、又は分割等があった場合の納税義務の免除の特例の適用を受ける課税期間
- ⑤ 新設法人の納税義務の免除の特例、新設法人が調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の特例の適用を受ける課税期間
- ⑥ 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例、特定新規設立法人が調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の納税義務の免除の特例の適用を受ける課税期間
- ⑦ 高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例の適用を受ける課税期間



### 第3章 税額控除等 第10問 簡易課税制度

#### ② 調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合

：

#### (2) 高額特定資産の仕入れ等を行った場合（(1)に該当する場合を除く。）（法37③）

##### ① 高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例の適用を受ける場合

この場合の簡易課税制度選択届出書を提出することができない期間は、高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日（自己建設高額特定資産である場合にあっては、その建設等が完了した日の属する課税期間の初日）から3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間となる。

#### <追加理論>

##### ② 納税義務が免除されないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整の規定の適用を受けた場合（①に該当する場合を除く。）

この場合の簡易課税制度選択届出書を提出することができない期間は、納税義務の免除を受けないこととなった課税期間の初日から同日（※1）以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間となる。

（※1） 調整対象自己建設高額資産の建設等が調整適用日の前日までに完了していない場合にあっては、その建設等が完了した日の属する課税期間の初日

### 第4章 申告、納税、還付等 第2問 確定申告

#### ① 課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告

：

#### (3) 提出期限の特例

：

#### <追加理論>

##### ⑤ 法人の確定申告書の提出期限の特例

消費税申告書を提出すべき法人（法人税法の確定申告書の提出期限の延長の特例の規定の適用を受ける法人に限る。）が、消費税申告書の提出期限を延長する旨を記載した届出書（以下「延長届出書」という。）をその納税地の所轄税務署長に提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税申告書の提出期限については、その課税期間の末日の翌日から3月以内とする。